

令和6年度4月
学生寮入寮者募集要項
(外国人留学生用)

2023年12月

新潟大学学務部留学交流推進課

目 次

1 学生寮について.....	1
2 外国人留学生の募集人員及び出願資格.....	1
3 出願期間及び入寮許可者発表日	2
4 提出書類.....	2
5 提出先.....	3
6 選考方法.....	3
7 入寮許可者の発表.....	3
8 入寮手続.....	3
9 入寮手続日(入寮日)	3
10 在寮期間.....	4
11 その他	4
外国人留学生の学寮入寮に関する取扱要項	5

※ 令和6年4月の入寮者を対象にした募集です。

※ 令和6年3月を在寮期限として現在入寮している留学生が、進学等により引き続き入寮を希望する場合は、本要項により必ず入寮申請してください。

※ 研究生の出願も受け付けますが、入寮許可にあたっては正規生が優先され、正規生出願者で入寮定員に満たなかった場合のみ、研究生を入寮選考の対象に加えます。

担当: 〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町 8050 番地
新潟大学学務部留学交流推進課(総合教育研究棟D棟 3階)
電話 025-262-7026 Fax 025-262-7519
E-mail intl-house@ge.niigata-u.ac.jp
<https://www.niigata-u.ac.jp/international/>

募 集 要 項

1 学生寮について

本学は、学生に安定した生活の場を提供し、修学上の便宜を図ることを目的とした学生寮を次のとおり設置し、教育・学生支援機構キャンパスライフ支援センター長が、新潟大学学寮規程に基づきその管理運営にあっています。

学生寮の収容定員、留学生入寮定員、寮費等は次のとおりです。

名称	収容定員	入寮対象者	留学生 入寮定員	1ヶ月の寮費等	備考
りっかりょう 六花寮	男子棟 100名	学部男子学生 大学院男子学生	20名	寄宿料 13,000円 光熱水料 約 7,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・個室 12.46 m² ・トイレ、洗面、バス、ダイニングキッチン、洗濯機は10人で共用(※) ・各居室に冷暖房あり ・インターネット個人契約(指定業者)
	女子棟 100名	学部女子学生 大学院女子学生	20名		
いからしりょう 五十嵐寮	A棟 200名	学部男子学生	5名	寄宿料 4,300円 光熱水料 約 7,000円 自治会費等 (年間約 2,000円)	<ul style="list-style-type: none"> ・個室 9.45 m² ・トイレ、洗面、バス、台所、洗濯機は共用 ・各居室に冷房なし暖房あり ・インターネット個人契約(指定業者)
	B棟 200名	学部女子学生	5名		

※ 六花寮は、10名で1ユニットを構成し、男女それぞれ10ユニットあります。各ユニットは原則として日本人8名、留学生2名で構成します。

2 外国人留学生の募集人員及び出願資格

募集人員は、諸般の事情により変更する可能性があります。

募集人員は募集開始時点での目安人員であり、今後変更となることがあります。

名 称	入寮対象者	募集人員	出願資格
六花寮 (男子棟)	学部男子学生 大学院男子学生	15名	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月1日に本学の学部又は大学院に在学する正規生 ・令和6年4月1日に本学に在学する研究生 ※
六花寮 (女子棟)	学部女子学生 大学院女子学生	16名	
五十嵐寮 (A棟)	学部男子学生	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月1日に本学の学部 に在学する正規生
五十嵐寮 (B棟)	学部女子学生	2名	

※ 研究生の出願も受け付けますが、入寮許可にあたっては正規生が優先され、正規生出願者で募集人員に満たなかった場合のみ、研究生を入寮選考の対象に加えます。

3 出願期間及び入寮許可者発表日

出願期間	入寮許可者発表日
令和6年2月1日(木)～2月21日(水)	令和6年3月11日(月)13時

持参する場合の受付時間は、8時30分から17時15分までとします。土日祝日は持参受付を行いません。

郵送又はメール添付による出願も可能ですが、出願期間後に到着したものや、書類不備のものは受け付けられませんので、注意してください。やむを得ず出願期間より前に提出する場合は書類を預かりますが、出願期間を過ぎての提出は受け付けません。

4 提出書類

以下の書類を提出用封筒(メール出願は除く。)に入れて提出してください。

提出書類に虚偽の記載がある場合は、入寮許可を取り消すことがあります。

書類等	備 考
新潟大学学生寮入寮願・家庭調書	添付の様式
経済生活状況申告書	添付の様式
新潟大学在学証明書又は合格通知書の写し	令和6年4月以降の新潟大学における在学身分を証明するもの。出願時点で合格通知書を提出できない場合は、新潟大学受験票の写しを提出し、3月13日(水)までに合格通知書の写しを提出すること。 研究生で研究生期間延長申請を行う者は、在学証明書を提出し、延長が許可され次第速やかに、許可証の写しを提出すること。
在留カードの写し(両面)	申請時に日本に在留している者のみ
パスポートの写し	氏名等記載頁及びすでに渡日している場合は在留資格記載頁。
連絡票	添付の様式。出願者の連絡先を記載して提出のこと。出願者整理番号を通知するために使用します。
封筒 (海外から提出する場合は不要)	封筒(角型2号(240mm×332mm))に出願者の郵便番号、住所、氏名を記載して提出のこと。切手不要。入寮内定者に許可書及び入寮手続案内を送付するために使用します。

※ 注意事項

- ① 鉛筆や消せるボールペン(フリクションペン等)は、使用しないでください。
- ② 不足書類がある場合又は書類に不鮮明な箇所があった場合は、書類不備として選考の対象にならないことがあります。

5 提出先

〒 950-2181 新潟市西区五十嵐2の町 8050 番地
 新潟大学学務部留学交流推進課(総合教育研究棟D棟 3階)
 電話 025-262-7026, Fax 025-262-7519
 E-mail intl-house@ge.niigata-u.ac.jp

6 選考方法

入寮者の選考にあたっては、新入生を優先し、その他経済状況等を基準として、書類審査により行います。

7 入寮許可者の発表

入寮許可者は、本学のホームページにおいて、入寮許可者の「出願者整理番号」を掲載し、発表します。情報提供の一環として行うものですので、必ず同日付で発行される入寮許可書を確認してください。

ホームページ <https://www.niigata-u.ac.jp/international/>

(日本人の入寮許可者発表のページとは異なります。)

(1) 日時

令和6年3月 11 日(月)13 時

(2) 場所

本学ホームページ上に入寮許可者の「出願者整理番号」を掲載。

(3) その他

入寮を辞退する場合は、直ちに留学交流推進課へ連絡してください。

8 入寮手続

入寮許可者には、入寮手続方法を記載した「寮生活の心得」等を送付しますので、それに従い次に指定した日に入寮手続を行ってください。各寮には、入寮手続をした日から入寮できます。

9 入寮手続日(入寮日)

入寮手続日は次のとおりです。

学生寮の名称	入寮手続日(入寮日)	連絡先
六花寮	令和6年4月1日(月)	六花寮事務室: 025-262-6201
五十嵐寮		五十嵐寮事務室: 025-262-6202

10 在寮期間

外国人留学生の在寮期間は、最短修業年限修了の日または2年間のいずれか先に到達する日までです。

11 その他

- (1) 寮への自家用車の持ち込みはできません。(引越し時は除く。)
- (2) 新潟大学生生活協同組合では、アパートの相談を受け付けています。
- (3) 出願書類は返却しません。提出いただいた出願書類は本選考のみに使用し、その他の目的には使用しません。

★寮の詳細は下記ページをご覧ください

(六花寮) <https://www.niigata-u.ac.jp/campus/life/residence/rikka-dormitory/>

(五十嵐寮) <https://www.niigata-u.ac.jp/campus/life/residence/ikarashi-dormitory/>

問い合わせ先

六花寮事務室 TEL:025-262-6201(平日 9:30~18:30)

五十嵐寮事務室 TEL: 025-262-6202(平日 9:30~18:30)

外国人留学生の学寮入寮に関する取扱要項

平成 24 年 1 月 31 日

国際交流委員会専門委員会承認

(趣旨)

第 1 この要項は、外国人留学生の学生寮への入寮選考及び在寮期間等に関し、新潟大学学寮規程（平成 16 年規程第 158 号。以下「学寮規程」という。）第 19 条に基づき、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 六花寮 新潟大学六花寮をいう。
- (2) 五十嵐寮 新潟大学五十嵐寮をいう。
- (3) 各寮 六花寮及び五十嵐寮をいう。
- (4) 留学生 外国人留学生で在留資格「留学」により日本に在留している者及び在留資格「留学」を取得見込みの者をいう。

(入寮申請資格等)

第 3 六花寮及び五十嵐寮（以下「各寮」という。）への入寮申請ができる者は、次のとおりとする。

- (1) 六花寮への入寮申請については、本学の正規生として入学する予定の者又は申請時において本学の正規生として在学する者
- (2) 五十嵐寮への入寮申請については、本学の学部正規生として入学する予定の者又は申請時において本学の学部正規生として在学する者

(入寮募集時期)

第 4 入寮者の募集の時期については別に定める。なお、各寮の入寮定数に入寮人員が満たない場合は、追加募集を行うことがある。

(選考基準及び選考方法)

第 5 入寮の選考基準及び選考方法は、次のとおりとする。

- (1) 各寮に入寮を希望する学生は、別に定める時期に申請書類（添付書類を含む。）を提出しなければならない。
- (2) 六花寮入居者の選考については、入寮日において次の各号の一の基準を満たす留学生で、初めて入寮する者を優先し、申請書類により決定する。なお、入寮希望者が入寮定数を上回った場合は、抽選により入居者を決定する。
 - ① 私費留学生（各国政府等派遣留学生を除く。）
 - ② 国費外国人留学生（日韓共同理工系学部留学生を含む。）
 - ③ 各国政府が派遣する留学生
- (3) 五十嵐寮入居者の選考については、申請書類により判定する。ただし、入寮希望者が入寮定数を上回った場合は、学部新生を優先し抽選により入居者を決定する。

(在寮期間)

第 6 学寮規程 8 条にかかわらず、各寮の外国人留学生の在寮期間は、原則として、入寮を許可

された日から最短修業年限修了の日または2年間のいずれか先に到達する日までとする。ただし、平成24年4月1日以前に入寮を許可されている者の在寮期間については、この限りではない。

外国人留学生の学寮への入寮選考及び在寮期間等に関する申し合わせ

平成24年1月31日

国際交流委員会専門委員会承認

(趣旨)

第1 外国人留学生の学生寮への入寮選考及び在寮期間等に関し、外国人留学生の学寮入寮に関する取扱要項(平成24年1月31日国際交流委員会専門委員会承認)にかかわらず、非正規生の入寮に関して以下のとおり取り扱うものとする。

(入寮申請)

第2 六花寮において入寮定数に入寮人員が満たない場合は、非正規生として入学する予定の者又は非正規生として在学する者の申請を受け付けることがある。

(在寮期間)

第3 非正規生の在寮期間は、当該留学生が本学において在学を許可されている期間内に限るものとする。

(在寮期間延長)

第4 現に六花寮に入寮している非正規生が、本学における在学期間延長により在寮期間延長を希望する場合は、入寮定数に入寮人員が満たない場合に限り、延長を許可することがある。

2 前項による在寮期間は、当初からの在寮期間を含め、2年以内とする。